

『サイエンスカフェ』 in 文部科学省情報ひろば

主 催 : 日本学術会議、文部科学省
日 時 : 平成28年3月25日(金) 19:00~20:30
場 所 : 文部科学省情報ひろばラウンジ(旧庁舎1階)
テ ー マ : イタリア震災裁判が投げかける問い: 災害リスクと科学者の社会的責務
講 師 : 小谷 眞男さん(お茶の水女子大学基幹研究院教授(イタリア法))
ファシリテーター : 佐藤 岩夫さん(日本学術会議会員、東京大学社会科学研究所教授)
参加人数 : 36名

2012年10月にイタリアのある地方裁判所でくだされた判決が、日本でもちょっとした話題になりました。多数の死者を出した2009年のイタリア中部地震につき、事前の震災リスク評価に関連して被害者遺族から訴えられていた地震学者や火山学者を含む7名の被告人全員が、過失致死傷罪で懲役6年の実刑判決を受けたからです。有罪とされた科学者たちを擁護する声明が各国地震学会などから発表されたりもしました。

この裁判は2015年11月に上告審の破毀院(日本の最高裁にあたります)で判決があり、最終的には6名は無罪、残る1名のみが懲役2年という結果に終わり、さまざまな論評が飛び交っています。しかし、この裁判の正確な中身は、意外によく知られていません。しばしば「地震予知に失敗した罪を問われた」などと言われたりしていますが、それは誤解です。もう科学者は何も言わなくなってしまうだろうという懸念もよく耳にしますが、この裁判の真の争点は「言ったことの責任」ではなく、実は「言うべきことを言わなかったことの責任」なのです。

災害をめぐるリスク・コミュニケーションはどうあるべきか? 科学の知見が必要だがそれだけでは決められない不確実性の高い問題を、どのように決めていけばよいのか? 科学者の社会的責務とは…? 今回のサイエンスカフェでは、このイタリアの裁判がわれわれに投げかけてくる問題を、参加者のみなさんと一緒に考えました。

話題提供の主な事項

本日のキーワード

◆ グレーゾーン問題

◆ 予防原則 (precautionary principle)

◆ トランス・サイエンス

⇒ 「サイエンスの知見が必要だが、サイエンスだけでは答えることのできない」

領域をいう。

とくに、サイエンス自体の答えがまだ定まっていないグレーゾーンの問題について、何か差し迫った社会的な決定が必要とされている場合がテーマになる。

◆2009年アブルッツォ州地震の概要

・2009年4月6日午前3時32分発生

・イタリア中部アブルッツォ州

(ラクイラ市周辺)

・深さ8.8km、M6.3

・死者約300名、負傷者約1600名

・被災者(短期・長期避難者)約7万人

⇒2014年に、講師が現地で撮影した写真等を使用し、地震の被害などについての説明がされた。

⇒この震災をめぐる裁判が、民事・刑事含め200件以上提起されている。

今回はそのうちの1つについてを取り上げる。



◆ラクイラ震災リスク委員会裁判とは

・被災者の遺族らが、リスク委員会メンバーを告訴

・被告人＝地震発生1週間前に、ラクイラで開かれた「重大リスク委員会」に出席した科学者・行政官など計7名

・ラクイラ周辺では、地震発生前の数か月間にわたり、数百回におよぶ中小の群発地震が起きていた。その群発地震に対しては、以下の2つの見方があった。

① 「破局的地震切迫説」：大地震の予兆であるという説

社会不安の増大

② 「エネルギー解放説」：群発地震はプレートの歪みを直しているものであり、良い状況に向かっている証拠であるという説

行政サイド寄り、安全言説

・「重大リスク委員会」は、記者会見で、①地震切迫説を「デマ」であると強い調子で否定。他方で、②エネルギー解放説については、否定も肯定もしなかった。

⇒生活者たちは、避難行動を中止、市街地に帰還し、被災した。

◆判決について

一審判決(ラクイラ地裁) 2012年10月22日

・被告人7名全員が「過失致死罪」で有罪。懲役6年の実刑。

・罪状：過失致死罪(イタリア刑法589条)

○「予見ないし回避が可能であったと考えられるにもかかわらず、不注意・軽率・不手際・法令違反により、意図に反して人を死に至らしめてしまったといえる場合」

○被告人の不注意な言動と結果としての他者の死亡との間に因果関係があることが条件。

・被告人たちは、以下のような行動をすべきだったのに、それを「不注意」により、きちんとしなかった、と判定された。

○生活の実情まで考慮した慎重な震災リスク評価

○科学的根拠のない安全言説の流布に対する、専門家委員の立場からの異議・訂正

⇒地震というグレーゾーンの問題に関して、「巨大地震が必ず起こる」という言説を明確に否定する一方で、「災害リスクは低下している（から安心してよい）」という（科学的根拠のない）対抗言説についてはあえて何も言わなかった科学者たちには、その様子をTVや新聞で見て、慣習的な非難行動を中止したために被災した市民たちに対する法的責任があると言えるのか？

・控訴審判決 2014年11月 7名の被告人のうち、6名は逆転無罪。残る1名のみ、委員会開催直前に安全宣言と受取られない不用意な発言をしてしまったことを理由に有罪維持（ただし懲役2年）。

・上告審判決 2015年11月 上告却下。控訴審判決確定。

◆なぜ、「安全言説」は明確に否定されなかったのか。

・委員会での検討内容

「エネルギー解放説」の是非について、委員会では座長より明確に問われたにもかかわらず、委員たちは無反応だった。

⇒委員会席上で明確な否定の言葉が発せられていれば、会見等の内容も変わったのではないか？

・「不注意(?)」な情報「不」発信

委員会後にも、「エネルギー解放説」に対する何らかのコメント、注意喚起があっただけでおかしくなかったと思われるが、「不注意で（または半ば意図的に?)」、その点には触れられなかった。

◆この裁判のポイント

- ・ 震災リスクというグレーゾーンの問題に関する、科学者と社会の間のリスク・コミュニケーションのあり方
- ・ 震災リスクに関する社会的意思決定のあり方（単なる地震学的予測の問題ではない）
＝「予防原則」の是非は？
……「トランス・サイエンス」の方へ。

○「予防原則」（precautionary principle）

グレーゾーンの問題があるとき、悪い方の可能性を採用して、予防策を講ずる考え方。EUや国際的な環境基準などで採用されている。

⇨確かな科学的根拠（evidence）に基づかない政策決定や、恣意的な基準設定がなされる恐れもあるという「健全な科学」からの批判も強い。イノベーションを阻害するという批判もある。

◆イタリアの裁判事例がわれわれに投げかける問い

災害に強い「科学と社会の関係」を作るには？

不確かな災害リスク（グレーゾーンの問題）を前にしたとき、科学者と社会はどのようなコミュニケーションをすべきだろうか？科学者の社会的責務は？その際のマスメディアの役割は？

（参加者の皆さんとの質疑応答・意見交換の一部を紹介します）

（◆－参加者、○－講師、ファシリテーター）

- ◆－この裁判について、今回の解説をきいて科学と社会の在り方についてを問うものだとわかったが、被告への抗議などのイタリア人の反応は文化的なものも関係しているのか？
- －今回の裁判は、反面教師的なものではないかと思う。抗議のシーンを見ていても、権力と社会のコミュニケーションがうまくいっていないように見える。
政府側も社会を信頼しておらず、社会も政府を信頼していない。お互いに不信に思っているため、コミュニケーションがうまくいっていないのだと思う。
- ◆－なぜ科学者は、委員会の場で、「エネルギー解放説」についての自分の考えを主張しなかったと思うか。
- －これは推測だが、地震についての研究費を拠出している政府に対して、その意に反する（「社会がパニックになってしまうかもしれない」と政府が懸念するような方向の）意見を強く主張できなかったのではないかと思う。そうだとすれば、これは科学者の倫理の問題だ。

ファシリテーターから ****

今回の裁判について、日本での報道のされ方では法的責任の有無に焦点が集中していたように思う。しかし、この裁判は、法的な責任という点以上に、科学者が科学者として、社会とどう向き合うのか、社会に対してどのような責任を負うのか、という点が大きな意味を持っている。また、トランス・サイエンスの問題は、社会に対しても、科学的に確実でないことをどのように受け止めるべきかという問を投げかけている。
